

---

# 東ティモールにおける移行期正義の20年

井上 浩子

Inoue Hiroko

---

## はじめに

1975年、ポルトガルからの脱植民地化の過程にあった東ティモールは、隣国インドネシアの軍事侵攻を受け、以来25年にわたってインドネシアによる統治を受けた。東ティモールでは、軍事侵攻とそれに伴う戦闘、その後の飢饉などにより、1970年代後半に多くの人々が亡くなった。また1980年代、1990年代のインドネシアによる占領・統治時代には、国際社会から隔絶された環境のなかで、警察や軍によって独立派と疑われる住民に対して令状のない逮捕、拷問、殺害などが行なわれた。1999年には住民投票によって東ティモールの独立が決定したが、住民投票直後からインドネシア軍に支援を受けた独立反対派の東ティモール人民兵による暴力が激化し、1000人以上が殺害され20万人以上が西ティモールに流出する事態となった。

はなはだしい人権侵害を経験した社会は、どのようにその過去を乗り越え、新たに平和な社会を築くことができるのか。またそれは可能なのか。20世紀の末、ラテンアメリカやアフリカ、ヨーロッパの国や地域が直面したこの問題は、25年にわたるインドネシアによる占領・統治から脱し、2002年に独立することになった東ティモールにも共通の課題であった。

本稿は、1999年の紛争終結後に始まった東ティモールにおける移行期正義の取り組みを、(1)司法的措置、(2)真実委員会、(3)賠償・補償、に分けて検討する。東ティモールにおける移行期正義の取り組みは、1999年10月に設立された平和維持活動である国際連合東ティモール暫定行政機構（UNTAET: United Nations Transitional Administration in East Timor）の下、人権侵害に責任のある者の処罰を目的とした訴追と、真実の解明と住民の和解を目的とした真実委員会を中心に始まった。しかし、こうした取り組みを通して、人権侵害の被害者への賠償・補償も、達成されるべき「正義」のひとつのかたちと考えられるようになり、真実委員会も被害者や遺族への賠償・補償を提言するに至っている。本稿は、時間を区切った移行期正義の取り組みである司法的措置と真実委員会、より長期的な視野をもつ取り組みである補償・賠償の両方を検討することで、現在に至るまでの東ティモールにおける移行期正義の全体像を明らかにする。

## 1 司法的措置

過去の人権侵害に対して責任ある者の訴追は、移行期正義のメカニズムとして最も重要で

ある。以下では、(1)重大犯罪プロセスと、(2)ジャカルタ特別人権法廷、を取り上げる。重大犯罪プロセスは、UNTAETの下で始まった、1974年から1999年の間に起きた重大犯罪の加害者を裁くことを目的とした司法手続きである。一方のジャカルタ特別人権法廷は、インドネシア国家特別人権委員会（COMNAS-HAM）の下に設置された東ティモール人権侵害調査委員会（KPP-HAM）による調査・勧告を受けて設置されたインドネシアの国内法廷である。

インドネシアが東ティモールから撤退した当初、国連人権委員会の特別報告者や国連事務総長が設置した特別調査委員会は、強制的管轄権をもった国際法廷の設置を勧告した。インドネシアは国際法廷には協力しないことを表明し、代わりにインドネシアの国内法廷で裁判を行なうことを示唆した。インドネシアによる人権侵害の訴追を同国の国内法廷に任せることには懸念の声が上がったが、国連安全保障理事会ではインドネシアによる国内法廷という選択肢を支持する向きが強く、特に他のアジア諸国がこれを後押しした。こうしたことから国連は、国際基準に合致するかたちでの裁判を行なうことを条件にインドネシアの国内法廷を認め、同時にUNTAETの下でも裁判を行なうという「二本立て」を選択することになった<sup>(1)</sup>。

国連がインドネシアの国内裁判を容認した背景には、インドネシアの民主化過程に対する配慮があったとされる。1999年当時、インドネシアはスハルト政権が崩壊し、民主化の一步を踏み出したばかりであった。国連はインドネシアに国際法廷を強制することで脆弱なワヒド政権のインドネシア国内での立場を悪化させること、それによって民主化の進行に悪影響を与えることを心配した。また、インドネシアがCOMNAS-HAMの下にKPP-HAMを設置し、1999年の人権侵害について調査を開始したこと、そのKPP-HAMが1999年の騒乱についてインドネシア国軍の関与を認め、2000年1月に33人の訴追を勧告する報告書を公表したことは、インドネシア国内裁判が一定の成果を上げる可能性を示唆するものと考えられた<sup>(2)</sup>。

### (1) 重大犯罪プロセス

東ティモールが正式に独立する2002年5月まで東ティモールを統治したUNTAETは、過去の暴力に関し、比較的「軽微な」犯罪に関しては和解を通じて解決を図る一方で、重大な犯罪に関しては裁判を行なうことを決定した。裁判にかけられる事案は、1974年以降に起きたジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、および、1999年1月1日から10月25日までの間に起きた殺人、性暴力、拷問とされた。まず検察部のなかに重大犯罪に関する排他的な権限をもつ重大犯罪部（SCU: Serious Crime Unit）が設置され、次にディリ地方裁判所と上訴裁判所のなかに重大犯罪を審理する重大犯罪特別パネル（SCSP: Serious Crime Special Panel）が設置された。このSCSPはUNTAETによって任命される東ティモール人判事1人と外国人判事2人からなり、東ティモール国内の裁判所でありながら外国人判事を含む混合法廷の形式をとった<sup>(3)</sup>。

こうした重大犯罪プロセスでは、2005年5月までの間に、391人についての捜査が行なわれ、95人が起訴され、うち84人に有罪判決が下された。しかしSCUの捜査対象になった300人以上がインドネシアに逃亡し、さらにインドネシア政府が国連との取り決めに反してこれらの容疑者の引き渡しを拒否したため、これらの事案については審理を始めることができなくなってしまった<sup>(4)</sup>。インドネシアに逃亡した人物のなかには人権侵害行為について指導的立場にあった人物が多く含まれていた。人権侵害に最も責任のある者を裁くことができな

ったことで、重大犯罪プロセスの実効性は大きく損なわれることになった。また従属的立場にあった東ティモール人容疑者が起訴され、有罪判決を受けたことで正当性にも疑問が投げかけられるようになった。

このほかにも重大犯罪プロセスは、当初から、さまざまな問題を抱えた。活動のための財政的な裏づけの不足、人員の不足は恒常的な問題であった。また弁護制度や目撃者保護の仕組みの整備の遅れは、訴追プロセス自体の正当性を損なう重要な問題であり、同時に遠隔地に住む人々に対する交通手段の確保、通訳の確保なども課題となった。また住民への周知活動に手が回らなかったことで、東ティモール社会での重大犯罪プロセスについての認知が進まなかった<sup>(5)</sup>。

なかでも人員の不足は、深刻な問題を引き起こした。本来、SCUは1974年からの事件を取り扱うことになっていたが、事件の数が膨大なうえに、深刻な人員不足のために処理しきれないことが明らかになった。そのためSCUは、1999年以前の事件や1999年に起こった事件のうち殺人以外の重大犯罪を捜査対象から除外し、1999年に起こった殺人事件のみに活動の対象を絞ることを決定した。しかし、東ティモールで起きた人権侵害のほとんどは、25年にわたるインドネシアの統治時代に起きたものであり、これを捜査対象からはずすという決定は正義の追求をあきらめるといふことにほかならなかった。また1999年以前を捜査対象から除外したことで、加害者が人権侵害に加担した政治的・歴史的な背景をほとんど明らかにすることができないという問題も生じるようになった<sup>(6)</sup>。

過去の人権侵害の加害者を訴追するうえで、インドネシアの非協力的な姿勢は障害であったが、この点に関して国際社会から支援を得られなかったこともまた東ティモールにとっては大きな問題であった。例えば、2003年2月24日、SCUがインドネシア国軍司令官のウィラント大將を含む8人を起訴したときの出来事は象徴的である。SCUがウィラントらを起訴すると、インドネシア政府はこれを「政治的な動機をもった起訴」であるとして非難する声明を発表、これに対し国連が即座に「インドネシア人大將を戦争犯罪に関して起訴したのは国連ではなく東ティモールである」旨の声明を発表した<sup>(7)</sup>。当時SCUは東ティモールの検察局内の部署であり、この点で国連の声明は誤りではなかった。しかし、重大犯罪プロセスはUNTAET下で開始されたもので、また2003年当時も訴追を担当した司法関係官は国連の外国人専門官であったこともあり、移行期正義のプロセスに関して国連が自らの関与を否定した格好になったこの一件は、東ティモール人の指導者たちに大きな衝撃を与えた。

この後、東ティモール政府はインドネシアに対して融和的になっていった。2009年には、SCUによって起訴されていた民兵組織の指導者マルティヌス・ベレが東ティモール国内で逮捕されたにもかかわらず、インドネシアの要請を受けた東ティモール政治指導層によって超法規的に釈放されてしまう、という事態も生じた<sup>(8)</sup>。こうしたなか司法的な措置による正義の追求はますます難しいものとなっている。

## (2) ジャカルタ特別人権法廷

東ティモールの重大犯罪プロセスのなかでの訴追は、インドネシアが容疑者引き渡しを拒否したことで事実上頓挫していた。そのため、インドネシアが国連に約束して開設したジャ

カルタ特別人権法廷は、東ティモールにおける人権侵害の責任者を裁き、処罰する唯一の可能性となった。しかし、インドネシアの国内法廷では公正な裁判ができないのではないかと懸念は現実のものとなった。

2002年3月、ジャカルタ特別人権法廷の審理がスタートし18人が起訴された。しかし2000年1月に公表した報告書のなかでKPP-HAMは、1999年の騒乱に関して33人の訴追を勧告しており、この起訴数はそれを大きく下回るものであった。また東ティモールで行なわれた人権侵害について指導的立場にあり、KPP-HAMの報告書でも名前を挙げられていたウィラント大将やザッキー・マカリム少将などは不起訴となった。最終的に起訴された18人のうち、6人が初審で有罪判決を受けたが、うち5人が上訴審で無罪判決を受けた。唯一6ヶ月の実刑判決を受けた民兵組織のリーダー、エウリコ・グテレスも、すでに6ヶ月拘束されていたため、実際にはすぐに釈放されることとなった。

ジャカルタ特別人権法廷については、このほかにもさまざまな問題が指摘されている。特に重要なのは、東ティモールでの人権侵害にインドネシア国軍が組織的に関与していたことがKPP-HAMの報告書などで指摘されているにもかかわらず、これを追及するための有効な戦略をとらず、また関係のある証拠を取り扱わず、追及を緩めたことである。またKPP-HAMのレポートでは、東ティモールにある13県すべてでの人権侵害が指摘されたが、ジャカルタ人権法廷ではそのうち3県での事件が検討されたただけであった。またKPP-HAM報告書で指摘された13の人道に対する罪に関する事件のうち3件のみを取り扱っただけであり、こうした点でも大きな問題を残した<sup>(9)</sup>。

このように移行期正義に関する司法的措置は、UNTAETの下で始まった重大犯罪プロセスにおいても、インドネシアの特別人権法廷においても、確たる成果を上げることができなかった<sup>(10)</sup>。国連事務総長によって任命された専門家委員会は、2005年6月、東ティモールにおける司法プロセスの失敗を重視し、国際的な支援の下での新しいメカニズムの重要性を指摘したうえで、国際法廷の設置を提案するレポートを事務総長に提出した。こうした経緯を経て2006年7月、東ティモールにおける過去の重大犯罪について再度調査を行なう重大犯罪調査チーム（SCIT: Serious Crime Investigation Team）が立ち上げられた。しかし、SCITは調査を任務とし、訴追権限をもたないという大きな問題を抱えて活動に行き詰まり、その後、重大犯罪の調査という任務も全うできないうちに閉鎖されることになった<sup>(11)</sup>。

## 2 真実委員会

移行期に正義を達成するメカニズムとしては、個人の責任を追及し処罰するための司法的措置のほかに、人権侵害の過去についての真実を明らかにし、回復と和解を図るための真実委員会がある。ここでは東ティモールにおける真実委員会として、(1)受容真実和解委員会（CAVR: Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação de Timo-Leste）と(2)真実友好委員会（CTF: Commission for Truth and Friendship）をとりあげる。CAVRは、ラテンアメリカやアフリカなど諸外国の経験に学び、真実委員会を設置すべきであるという東ティモール社会からの提言を受けて設置された組織であった一方で、CTFは、シャナナ・グスマン東ティモール大統領



領とスシロ・バンバン・ユドヨノ＝インドネシア大統領の会談を受けて、両国の「友好」を演出するために設置された委員会であった。CAVRとCTFはともに、過去の人権侵害に関して真実を明らかにし、和解を促進することをその目的としていたが、両者の性質は当初から大きく異なるものであった<sup>(12)</sup>。

#### (1) 受容真実和解委員会 (CAVR)

CAVRは、2000年8月に開かれたティモール民族抵抗評議会の全国集会において設置が提言され、2001年7月にUNTAETによって正式に独立の委員会として立ち上げられた。CAVRの主な任務は、東ティモールの脱植民地化が始まった1974年4月からインドネシアが正式に撤退した1999年10月までの間の、政治的紛争にかかわって起こった人権侵害について調査し、真実を明らかにすること、および、人々の和解を促進することであった。特に1999年に起きた犯罪については、CAVRは、略奪、窃盗、放火、暴行など、重大犯罪プロセスが扱わない「軽微な」犯罪に関して、事実関係を明らかにし解決する任務を負っていた。こうした任務を遂行するためにCAVRが行なった活動は、以下の3点にまとめることができる。

第1に、CAVRは、1974年から1999年の東ティモールにおける人権侵害の実態を明らかにすることを目的として、広範な証言や資料の収集・調査を行なった。CAVRは、人権侵害の被害者・犠牲者を中心に国内および西ティモールから8000件近くの証言を収集したほか、政治指導者を含む人々に対し1000を超えるインタビューを実施した。また国内外からの文書資料・映像資料の収集や、集団墓地の調査を通じた死者数調査などを行ない、これらを通じてインドネシア統治時代の人権侵害の実態を解明するとともに、データベースを作成した<sup>(13)</sup>。現在に至るまで、1974年から1999年の東ティモールにおける人権侵害をこれほど網羅的に調査した例はほかになく、CAVRによって作成された記録はインドネシア統治時代に行なわれた人権侵害の貴重な記録となっている。

第2に、CAVRは人権侵害の被害者が聴衆の前で自らの経験を語るための公聴会を行なった。2002年11月の「*Rona Ami Nia Lian* (私たちの言葉を聞け)」と題された公聴会を皮切りに、2004年3月までの間に「政治囚・拘留・拷問」「女性と紛争」「強制移動と飢餓」「虐殺」「1974年から1976年の内戦」「自決と国際社会」「子どもと紛争」をそれぞれテーマとした8つの公聴会が開かれた<sup>(14)</sup>。こうした公聴会はラジオやテレビで放送され、CAVRの活動を国民が知る重要な機会を作ることとなった。またコミッショナーが前に座って被害者などの証言を聞くという形式をとった公聴会は、人権侵害の被害者が自らの経験を多くの人々と共有する場、そして個々の苦しみが公に承認される場を提供した。

第3に、CAVRは、東ティモールの伝統的な紛争解決メカニズムを取り入れた「コミュニティー和解プロセス (CRP: Community Reconciliation Process)」を実施し、村落レベルでの和解促進に取り組んだ。これは、1999年の騒乱における暴力行為のうち、重大犯罪に至らない行為を、CAVRの地域コミッショナーと各村落の伝統的な指導者が進行を行なう集会で解決するというものである。住民が日頃から親しんでいる地域の紛争解決メカニズムを取り入れたことで、CRPは住民に広く受け入れられることになり、村落レベルでの和解や元民兵などの共同体への再統合を促進することになった。

CAVRは発足から4年後の2005年、活動の締め括りとして3000ページ以上に及ぶ長大な最終報告書『Chega! (もうたくさんだ!)』を公表し、グスマン大統領に提出した。報告書は、殺害、飢餓、病気などによるものを含め、10万2800人の東ティモール人の死がインドネシアによる占領の直接の結果によるものであるとし、25年間の人権侵害の深刻な実態を明らかにした。また報告書は、東ティモールにおける人権侵害について、インドネシア国軍やインドネシア政府の責任に言及し、賠償・補償プログラムの実施のほか、被害者たちを悼む記念碑・記念館の設置、遺体の集団埋葬地の搜索、失踪者の消息調査を提言した。報告書はさらに、責任ある者が裁かれない現状に鑑みて、国際法廷の設置を提言した<sup>(15)</sup>。

CAVRの活動に対してはおおむね積極的な評価がなされている。CAVRは、被害者が過去の経験を語り共有する場を作り、被害者に必要な支援を提供することなどを通じて被害者を中心とした正義を追求した。またそれによって1999年の不安定な時期に報復の連鎖を回避しながら、民兵だった人々の社会への再統合を推し進めた。またCAVRは、東ティモールの歴史上最も重要な時期について、多様なアクターから広範な証言収集を行なうことで、過去の真実を明らかにし、広く同意された「国民の歴史」を築くことにも貢献した。

## (2) 真実友好委員会 (CTF)

CTFの設置が合意された2004年は、SCUがインドネシア国軍の高官を起訴するなど、東ティモールでインドネシアに対する責任追及の動きが強まっていた一方、インドネシアに配慮するかたちで、グスマン大統領をはじめとする東ティモール首脳陣がインドネシアとの「未来志向」の関係をアピールするようになっていた時期であった。特に、2004年5月にグスマン大統領が、SCUによって起訴されているウィラント大将と会談を行ない、「和解」の抱擁を行なったことは、東ティモールにおける正義の追求に水を差すものと受け止められた。こうしたなか両国の合意によって立ち上げられたCTFには、当初から被害者団体や非政府組織(NGO)から厳しい目が向けられており、国連もこれに参加しないことを決定していた。

2005年8月に活動を開始したCTFの任務は、1999年の騒乱のなかで行なわれた人権侵害に関して真実を明らかにすること、および過去の傷を癒し友好を深めるための提言を行なうことであった。CTFはこの任務を遂行するために、KPP-HAM、CAVR、ジャカルタ特別人権法廷、そしてSCSPという先行する4つの移行期正義メカニズムによる調査報告などを精査したほか、一部ではあるが証言の収集を行なった。CTFはまた、恩赦を与えるべき者を推薦することのほか、「誤って非難されている者」の名前を挙げるという任務も負っていたが、真実を明らかにする前にこのような任務が与えられたことは、CTFの政治的な目的を示すものと考えられた<sup>(16)</sup>。

CTFが2008年3月、両国大統領に提出した最終報告書は、与えられた任務に拘束されながらも、CTFの各委員が移行期正義の実現に向けて努力したことをうかがわせるものであった。報告書は1999年の暴力に関してインドネシアの「制度的責任」を認め、多くの人を驚かせた。またCTF報告書は、ティモールとインドネシアの国家指導者からの謝罪、過去の暴力に対する責任の承認、生存者の回復プログラム、失踪者や紛争中に親から引き離された子どもたちの所在調査、過去の暴力の犠牲者でもある子どもたちへの教育支援プログラムなどを提

言し、「集合的な補償」を提言した。CTFの任務のひとつとなっていた恩赦を与えるべき者の推薦を行なわなかったことも特筆に値する。

以上のような活動をしたCAVRとCTFであるが、これらの報告書で明らかにした真実とそこで行なわれた提言は、東ティモールとインドネシア両国の政治指導者によって拒絶されることとなった。CAVRの最終報告書『Chega!』が発表されると、インドネシアの大統領報道官は「われわれは報告書を歓迎しない。真実ではない、あるいはその疑いがある主張が含まれている。われわれはなぜ古い傷をまた開く必要があるのかまったくわからない」<sup>(17)</sup>と述べて反発をみせた。また東ティモールのグスマン大統領は、インドネシアは開発支援を通じて過去の過ちを十分に償っているとして、国際法廷の設置にもインドネシアへの賠償請求にも否定的な見解を示した<sup>(18)</sup>。CAVRとCTFによる政策提言は、現在でもその多くが実施されないままとなっている。

### 3 賠償・補償

SCUやCAVR、その他のアクターによる調査が進むなかで、過去に重大な人権侵害を受けた人々の多くが、その直接の被害が終わった後になっても、心身に深い傷を負い、社会的に疎外され、困窮した生活を送るなど、その被害の後遺症に苦しめられているということが明らかになった。こうしたことから、過去の人権侵害に対する賠償や補償は、被害者やその遺族にとって、加害者の処罰や真実の発見などと同様に、達成されるべき「正義」のひとつのかたちと考えられるようになった。

#### (1) 実現しない賠償・補償

被害者への賠償・補償の重要性は、2つの真実委員会の報告書にも示されている。CAVRは最終報告書（2005年）において、東ティモール政府による包括的な補償プログラムの必要性を論じ、拷問の被害者、人権侵害に起因して障がい者となった者、性暴力の被害者、寡婦および母子家庭、孤児など紛争の影響を受けた子どもたちへの賠償・補償を提言した。またCAVRは、その活動のなかで「最も脆弱な」人権侵害の被害者700人に一時金200米ドルを支給し、リハビリや心理ケア事業などへ紹介も行なっている<sup>(19)</sup>。一方、CTFの最終報告書（2007年）もまた、制度改革などに加えて、「政府や諸機関からの物質的、その他のかたちでの支援」という「集合的な賠償」を提言した<sup>(20)</sup>。

こうした提言にもかかわらず、東ティモールではこれまでのところ、上記のCAVRによる一時金や、CAVRの和解プログラムで加害者からの賠償金などが合意された個別のケースを除いて、人権侵害の被害者たちに対する賠償・補償は行なわれていない。1974年から1999年に起こった人権侵害の大部分がインドネシアの国家機関によるものであったことを考えれば、賠償・補償はインドネシア政府によって行なわれるべきであろう。しかし上述のように、インドネシア政府は人権侵害に対する政府や軍の責任を認めておらず、また東ティモール政府もインドネシアに対して賠償を求めることには否定的である。人権侵害行為を直接行なった個人もその多くがインドネシアに逃亡していることから、加害者から賠償の支払いが行なわれる可能性もほとんどないと言える。

東ティモール国内での補償の取り組みも遅れている。2009年、国会がCAVRとCTFの提言を実現する具体策を検討することを委員会に求めた。これを受けて検討を開始した法務委員会は2010年、「国家補償プログラム」に関する法案を国会に提出した。しかし、莫大な額になると見込まれる補償の総額を賄うための予算根拠に乏しく、また人権侵害による身体的・精神的な後遺症を分類し補償額を具体化するプロセスが困難を極め、この法案は現在に至るまで本格的に審議されないままになっている<sup>(21)</sup>。この結果、人権侵害の被害者の多くは何の補償も受け取ることなくこれまでの20年を過ごしており、これに対しては国内外の人権団体のほか、国連人権理事会からも懸念が表明されている<sup>(22)</sup>。

## (2) 代替としての民族解放闘士恩給

過去の人権侵害への賠償・補償に代わって、人々が経験した苦難を政治的に承認する役割を担ってきたのが、インドネシア占領・統治下で独立運動に参加した人々（以下、民族解放闘士）への恩給である。東ティモール共和国憲法は「外国による支配に抗して闘った人民の抵抗運動の歴史と、民族独立のために闘ったすべての人々の貢献を確認し、称賛する」とし、抵抗運動により障害を負った人のほか、抵抗運動で命を落とした人々の子どもや扶養家族の生活を守ることを定めている<sup>(23)</sup>。こうした憲法の規定に則って、独立直後から、独立運動に参加した人々を特定する試みが始まり、2007年までに東ティモール民族解放軍の元戦闘員と元地下活動家合わせて7万5000人あまりが「民族解放闘士」として認定された<sup>(24)</sup>。これらの人々には、2006年3月に成立した「民族解放闘士法」に従って、メダルと共に恩給が支給されることになった。

こうして元民族解放闘士に支給されることになった恩給は、非常に高額であると言える。FALINTILに加わり解放闘争に参加した期間が8年以上の者には276—575米ドル、その家族などには230—287.5米ドルが、また一部の「指導的立場にあった」民族解放闘士には750米ドルが、毎月支給される。また民族解放軍に加わった期間が4—7年の者には一時金が支給され、死亡した解放闘士の子どもたちには奨学金が付与される。東ティモールでは人口の41%が月38米ドル以下で生活している（2010年時点）ことを考えれば、元民族解放闘士への恩給は大変高額であることがわかる。また2007年から始まった老齢年金が月額30米ドル、寡婦年金は子ども1人当たり月額5—30米ドルであり、これらと比較しても元解放闘士への恩給は例外的に高額であると言える<sup>(25)</sup>。

こうした現金給付は、民族解放闘士であった人々の不満を抑えることを目的のひとつとしている。独立後の東ティモールでは、念願の独立を果たしたにもかかわらず生活状況が良くならないことに、失望と苛立ちを覚える人が多くなった。また民族解放軍に参加して祖国の独立に貢献した人々の間では、独立後に相応の利益配分に与れていないと感じる人も多かった。2006年には東ティモール国防軍内部の対立に端を発するかたちで騒乱が起り、混乱が全土に拡大する事件が起きたが、事態が悪化した背景にはこのように鬱積した失望と不満があると考えられた。2007年に首相となったグスマンは、5年間の政権期間中の最重要課題として民族解放闘争に参加した人々への恩給の開始を挙げ、恩給の受給対象から漏れた人々への再審査を約束した。



人権侵害の被害者が補償を受けられない一方で、民族解放闘士が厚遇される現状は、インドネシア占領・統治の25年を、インドネシアに抗した闘争の歴史として強調する動きとも連動している。人権法の専門家としてCAVRに勤務したエイミー・ロスチャイルドは、東ティモールでは民族解放闘士は雄々しく肯定的な存在として語られる一方、人権侵害の被害者には弱々しく否定的なイメージが与えられることが多いこと、そのため人権侵害の被害者が自らの権利を主張しにくい環境になっていることを指摘する<sup>(26)</sup>。こうしたなか、民族解放闘士恩給が、インドネシア統治時代に人権侵害を受けていても補償をもらえない人々、特に女性との社会経済的な格差を広げることになっているという指摘もなされている<sup>(27)</sup>。

## おわりに

1999年に始まった東ティモールにおける移行期正義の試みは2019年で20年を迎えるが、この間、正義を達成しようとする試みは数々の困難に直面してきた。1999年の人権侵害の加害者を訴追するべく設置された混合法廷は、インドネシア政府が犯人引き渡しに応じないなか、実効性を失った。またインドネシア国内に設置されたジャカルタ特別人権法廷は、懸念されたとおり、人権侵害の責任者をまったく訴追できないままとなっている。2つの真実委員会は将来に向けての提言を含んだ報告書を提出したが、その提言は政策に生かされることなく現在に至っている。

こうした東ティモールの状況を作り出している最も大きな要因は、1975年以降の人権侵害に大きな責任があり、また今や外国となったインドネシアが東ティモールにおける移行期正義の取り組みに非協力的な姿勢を示していることである。同時に、国連や国際社会がインドネシアに対応を修正させるような手立てを打ち出すことができていないことも、問題の解決を難しくしている。そこにはインドネシアの国内の政治状況を慮る姿勢とともに、地域大国であるインドネシアと良好な関係を維持したい各国の思惑を見出すこともできる。またインドネシアとの「平和」な外交関係を重視する姿勢は、東ティモールの指導者たちも同様である。

このように考えると、東ティモールの移行期正義の20年は、インドネシアとの外交関係や政治秩序を重視するあまり正義の追求が疎かにされ、人権侵害の被害者たちが取り残されることになった20年であったと言える。これと同様の構図は、国際社会がインドネシアとの関係を重視して融和的な政策をとっている間に、東ティモールでインドネシア国軍などによる人権侵害が行なわれた過去にもみることができる<sup>(28)</sup>。こうした過去に学びながら本当に「未来志向の」関係を創造しようとするのならば、被害者を中心とした正義を追求し、それを通じて平和を希求する必要があるのではないだろうか。

- (1) Caitlin Reiger, and Marieke Wierda, *The Serious Crimes Process in Timor-Leste: In Retrospect*, International Center for Transitional Justice, March 2006, pp. 8–10 (<<https://www.ictj.org>> より)。
- (2) Ibid., p. 8.
- (3) Ibid., p. 10–14.
- (4) Ibid., p. 21–22.

- (5) Lia Kent, *The Dynamics of Transitional Justice: International Models and Local Realities in East Timor*, Abingdon: Routledge, 2012, pp. 77–85.
- (6) Ibid., pp. 81–82.
- (7) Ibid, p. 60.
- (8) Ibid, p. 72.
- (9) Reiger and Wierda, op. cit., p. 10.
- (10) 司法的対応については以下も参照。松野明久「連戦連敗の移行期正義——インドネシアと東ティモールにおける責任追及の軌跡 1988—2010年」『平和研究』第38号（2012年）、77–95ページ。
- (11) International Center for Transitional Justice, *Impunity in Timor-Leste: Can the Serious Crime Investigation Team make a Difference?* 2010.
- (12) とはいえ、CAVRもまた責任者の処罰を伴わない真実委員会であり、当初、東ティモール政治指導者がインドネシア政府に対するより融和的な選択肢と考えていたことも事実である。
- (13) Commission for Reception, Truth and Reconciliation (CAVR), *Chega! Final Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor*, 2005, Part 11, pp. 34–37.
- (14) Ibid., p. 38–39.
- (15) Ibid., p. 2573.
- (16) Kent, op. cit., p. 61.
- (17) “President Called on to Ask Clarification from Xanana,” *ANTARA News*, 27 January 2006 (Online available <<http://www.etan.org/et2006/21/27pres.htm>>, 2019年1月5日アクセス)。
- (18) Kent, op. cit., p. 66.
- (19) CAVR, op. cit., pp. 35–44.
- (20) The Commission of Truth and Friendship (CTF), *Final Report of the Commission of Truth and Friendship: Indonesia – Timor-Leste*, 2008, p. 319.
- (21) *East Timor Law and Justice Bulletin*, 17 December 2012 (<<http://www.easttimorlawandjusticebulletin.com/2012/12/draft-laws-on-reparations-and-public.html>>, 2018年12月26日アクセス)。
- (22) *East Timor Law and Justice Bulletin*, 1 December 2015 (<<http://www.easttimorlawandjusticebulletin.com/search?q=UN+CEDAW+Committee+urges+authorities+to+>>, 2018年12月26日アクセス)。
- (23) 東ティモール共和国憲法、セクション11。
- (24) Lia Kent and Joanne Wallis, “Timor-Leste’s Veterans’ Pension Scheme: Who are the Beneficiaries and Who is Missing Out?” SSGN IN BRIEF 2014/13, Australian National University, 2014.
- (25) Ibid., 2014.
- (26) Amy Rothschild, “Victims versus Veterans: Agency, Resistance and Legacies of Timor-Leste’s Truth Commission,” *International Journal of Transitional Justice*, Vol. 11 (2017), pp. 443–462.
- (27) Kent and Wallis, op. cit.
- (28) この点に関し、土佐弘之は、「和解」の名の下に政治秩序を温存しようとする、組織的な人権侵害が繰り返されることになる」と指摘する。土佐弘之「裏切られた移行期正義——くインドネシア／東ティモール」問題の再検証」『法学』76巻6号（2013年）、657–690ページ。

いのうえ・ひろこ 大東文化大学准教授

[http://www.daito.ac.jp/education/law/professor/details\\_10572.html](http://www.daito.ac.jp/education/law/professor/details_10572.html)

hiroko-inoue@ic.daito.ac.jp